

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成30年12月17日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 平成30年12月17日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 健康福祉部、教育部

第130号議案 「質疑・討論・採決」

第131号議案 「質疑・討論・採決」

第143号議案 「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

太陽光発電施設の立地規制を求める「意見書」の提出について（陳情）

「質疑・討論・採決」

国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」
の提出を求める陳情書 「質疑・討論・採決」

国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳
情書 「質疑・討論・採決」

愛知県食品衛生協会新城支部支援の陳情 「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 中西宏彰 副委員長 浅尾洋平
委員 齊藤竜也 鈴木長良 山崎祐一 滝川健司
議長 丸山隆弘

欠席委員 なし

参考人

八名区長会長 小林勝則
愛知学童保育連絡協議会 高部好弘
愛知県食品衛生協会新城支部長 原田民夫

参考人の補助者

富岡中部区長 安形武
愛知県食品衛生協会新城支部事務局 山川美也子

説明のために出席した者

健康福祉部、教育部の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 後藤知代

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 それでは、ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、14日の本会議において、本委員会に付託されました第130号議案、第131号議案及び第143号議案の3議案並びに、議長から送付されました陳情4件について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

はじめに、第130号議案 新城市福祉円卓会議条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第130号議案の円卓会議の条例の制定案について、質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目は、この新しい会議になると思うんですが、こちらの新城市福祉円卓会議という設置を今回するんだという意義と目的など改めて伺いたいのと、あと内容はこういったことを調査、審議するのか、また市長が想定されます具体的な議案だとか議題などがあれば、伺いたいと思えます。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 まず、御質疑いただいた意義、目的等についてでございますが、条例の第1条でございます社会福祉事業に従事する者の社会的評価の向上及び地域社会全体での人材の育成、これの推進を図るために設置をしていくということでございます。

内容につきましては、第2条に挙がっておりますが、社会福祉事業に従事する者について、まず、社会的評価に関すること、それから労働条件、労働環境に関すること、それから人材の育成に関することということで、具体的には、まず労働状況等の実態を把握するための調査を、予算でも挙げさせていただ

いておりますが、そちらを実施していきたいと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 第1条、第2条に書いてある目的、意義を理解いたしました。

やっぱり、今後介護分野というのは今でも人手不足とか、賃金の状況だとか、大変な状況であるものですから、これから高齢化社会に入っていく中で、非常に環境状況、審議していくということは大事なことではあるかなと思っておりますが、ここで委員の組織のほうを第3条で見ますと、委員が20名以内ですよと、20名以内で組織すると書いてありますが、この定員の根拠がもしわかればお伺いしたいのと、後は委員の報酬で日額こちらのほう7,500円と書いてあると思うんですが、こういった金額の算定基準、そういった物差しになったようなものがあればお伺いしたいと思えます。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 まず、円卓会議の委員の20名の根拠でございますが、余り多い人数になってしまいますと、しっかりした議論ができないということで、20名以内ぐらいでないとなかなか十分な議論ができないのではないかなと考えて、設定をさせていただいております。

それから、報酬については、新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、これに基づいて挙げさせていただいております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

そういう形で、なるべくコンパクトにというか20名ぐらいの間で委員を設定して、議論してもらおうということなんですが、委員のなる方の条件として学識経験者を有する者とか、後は第4条のほうに入っておりますけど、

社会福祉事業に関する知識の経験を有する者とか、そういった方々が入って考えてくださるのかなと思うんですが、こういった方々が新城市内の状況を鑑みながら議論をするということで、イメージとしてはいいんでしょうか。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 委員、お見込みのとおりでございます。分野としては、今考えておりますのが、介護の分野、それから障害福祉の分野、それから児童の分野ですね。また、それに地域等がかかわってまいりますので、そうした分野の方々から人を選ばせていただいて、構成していきたいと考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そういったところで、ちょっと不安材料のほうが、こういった円卓会議の今立ち上げていない状況では、介護福祉課の方々は今現状も把握されて、今後対応するというプランも含めて、今一生懸命現場の方が考えていらっしゃると思いますので、やはり、こうなると二重行政というわけではないんですが、今まで蓄積された、今は現場で調査、また監督等やっただいての福祉課の方々の実動部隊と、またこういった円卓会議という新しい会議を話される、話される自体が一番いいんですが、ちょっと連携がうまくいくのかなというのはちょっと不安ではあるんですが、そういう新しい会議が組織でできるということはどうかなとは感じるところではあるんですが、こういった中で、連携等は考えているのかどうか、伺いたと思います。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 御心配いただいている内容でございますが、それぞれ日本の福祉分野が比較的属性福祉というか、先ほど言った介護の分野だとか、障害者・児の分野、それから子どもの分野ということで、あと地

域、生活困窮等ですね、そういった形で分かれています。

そうしたところを、家庭を支える、市民の皆さんの生活を支えるということは、そうしたものをそれぞれある程度、総合的、包括的に考えていかないといけませんので、この場でそうしたことを考えていただいて、事務局としての運営につきましても、今ここにおります、私は児童の分野になりますが、福祉介護課長、それから地域包括ケア推進室長、3課長で連携をとりながら事務を行っていくということになりますので、そちらの御心配のほうは何とかクリアしていけるかなと考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。連携をしてやっていくということで、お願いしたいと思うんですが。

最後1点なんですが、やはりどこの分野でもそうなんですが、この介護分野、医療分野もそうなんですが、人手不足が今後さらに進むと思います。で、今国会でも審議されていますが、外国人労働者の条件で、首相のほうは「同一労働・同一賃金だ」と国会でも話されていますし、やっぱりそういったところの議論もされて、現場のこういった田舎の新城の人手不足を補うためにもやっぱり外国人労働者の方々を介護だとか、そういった分野にも参入、入っていただくということも、やはりこの円卓会議では話されるのかなと思うんですが、そういった国の制度上の同一賃金、同一労働ということは非常に現場では高いハードルだと思うんですが、そういったところも包含しながら、この円卓会議は話されていくというイメージでいいのかどうか、伺いたしたいと思います。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 今御質疑いただいた内容につきましても、今後委員の皆さんからどのような御意見が出るか、まだ先のこ

とでわかりませんので、そういったことも出るのかなということは想定されます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 まず、そもそものことを聞きますけど、社会福祉事業ということで障害者福祉から高齢者福祉、療育、養育、子育て、生活保護と多分野にわたるんですけども、今質問に子ども未来課長が答えている理由は何があるんですか。

○中西宏彰委員長 川窪子ども未来課長。

○川窪正典子ども未来課長 特段、経験年数と、システム上提出課をどこかにしなければならぬので。

○滝川健司委員 それだけのことですか。

○川窪正典子ども未来課長 はい、それだけのことです。事務は3課長そろってやっておりますので、よろしくをお願いします。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 子ども未来課長が議案説明のときも説明してたんで、何でやってるのかなと思ったけど、手続上の問題だけということでしたのでそうしておきます。

第1条、第2条で目的とその内容について諮問等、先ほど説明ありましたけども、そんな中で社会的評価の向上という言葉が、1つ1つ行きますけども、社会的評価の向上ということは現状をどういうふうに捉えてて、それではまずいから向上させようと、どういうふうな今現状をこういった社会福祉事業に従事する方々というのは現状をうたっている、捉えておるのか、その辺について見解。さらに向上させるのか、現状が低いから上げるのか、どのレベルを目指しているのか、その辺についてお願いします。

○中西宏彰委員長 川窪子ども未来課長。

○川窪正典子ども未来課長 今、御質疑いただいた件で、どのレベルを目指しているところまでは、まだこれからの議論になりますので、お答えするところがないんですが、これは誤解を招いてしまう言い方かも

しませんが、例えば医療、教育の分野と比較すると、どうしても福祉の分野というのは若干低めに見られているのではないかなというのが、肌感覚で皆さん持たれているところではないかなと考えております。

そうしたところが、人材の確保が難しくなっていくって、マイナスのスパイラルというかそういったものに陥ってしまう状況になっているのではないかなと考えております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 現状がちょっと低いんじゃないかという部分を少しでも上げたいということだと思う、それは社会の共通認識かとは思いますが、そういう意図はわかるんですが、人材育成という形で新城市がかかわれる部分と、当然かかわれない部分があるわけです。

それから、事務所ワークの中で、今言った社会的評価、特にこの労働条件、労働環境、市が直接かかっている部分については労働条件、労働環境というのは直接的なことはできるんでしょうけれども、例えば民間の事業所がかなりあるわけで、そういったところに対して労働条件や労働環境、報酬とかそういった評価の部分まで含めて、市がかかわることは、それはできない部分もあると思いますし、特定の福祉法人等であれば、県に倣ってとか、県を見習ってというような状況の中でやられているところもあると思うんですけども。

そういった状況が分かれている中で、市がどこまでかかわれるのか、その点、労働条件、労働環境、報酬も含めて、その辺はどう捉えているんですか。そこまで、首突っ込めるんですか。

○中西宏彰委員長 川窪子ども未来課長。

○川窪正典子ども未来課長 今の御質疑でございますが、まず市ができること、それからやはり難しい部分というものもあるというのは理解しているつもりでございます。

例えばですが、保育士等の分野だと、確保のために上乘せの補助なり、人材育成の制度を市町村としてやっているところも現実ございますし、これは介護の分野、障害の分野でもやはり同じようなところはあるのかなと考えております。

ただ、市ができないところについて、手をこまねいているだけではなく、例えばですが、こういうやり方があるかどうか、まだこれは会議の中の議論でなっていくことでございますが、国に対して提言等のそうしたものをしていこうという動きとか、そういったものももしかしたらこの会議の中で発生するのではないかなと考えてはおります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 現時点で具体的な施策、方策というのは、まだこれからの、それが会議の目的だと思いますけども、そういった中で今言われたような市としてかかわれること、かかわれないこと、民間に任せるべきこと、民間の判断に委ねられざるを得ないこと等がある中で、なかなか社会的評価の向上というのをどこまでかかわれるか心配な部分がありますけど、それは今後の会議の推移を見守っていきたいと思いますけど。

それで、この諮問の項目の中に、「その他市長が必要と認めること」、要するに1から4以外にどのようなことを必要と認めることと判断されているのか、併せて、その第4条の委員の「その他市長が必要と認める者」というのはどういうことを想定されているのか、2点お伺いします。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 第2条の5の「その他市長が必要と認めること」については、まだ会議の中でそうしたものが想定、この4項以外に想定するものが出た場合に対応できるように入れさせていただいております。

また、第4条の4番目の「その他市長が必要と認める者」というものにつきましても、

場合によってはさまざまな分野の方をお招きしなければならないことがあり得るかなと思います。例えば、労働条件、環境等に関して社会保険労務者とか、そういった方が必要になってくるのかなということも場合によっては考えられます。

そうしたときに、社会福祉事業以外の分野の方になってまいりますので、こういったところを入れさせていただいている状況でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 現時点で「その他必要と認めること」をここで言及することは難しいかと思ひますし、そういうことも含めた広い分野で今後の会議の中で出てきた内容について、第4条の(4)でそれに認めたことに対して必要な人材を入れるということだと、現時点での答弁としてはそこまでかなと思ひますので、それ以上のことは聞きませんが、会議のための会議にならないように実のある会議となることを願っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 齊藤委員。

○齊藤竜也委員 細かいところですけど、これってどれぐらいの頻度と、1回の会議ってどれぐらいの時間とかを想定されているんですか。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 委員につきましては、基本社会福祉事業に従事している方を中心に集めさせていただきましますので、年間大体4回程度を想定しております。時間についても、やはり皆さん、現場を持たれて参加をしていただける方が多くなると思ひますので、2時間以内で1回を終えていきたいと考えてはおります。

○中西宏彰委員長 齊藤委員。

○齊藤竜也委員 ぜひ、その辺ちゃんとこの目標が達成できる根拠ある仕組みをつくっていただきたいんですけども。例えば、単純

に、ほんとに20人集まって2時間話しても、多分ほぼしゃべらない人が生まれてきたり、議論が進まなかったりとかいうことがあり得るので、そういったところをしっかりと想定して組織をつくっていただくということをぜひお願いしたいと思います。

あと、もう1点ですが、こういった会議が幾つかできてきて、この間も賢人会議等やってきましたけれど、ゴールがどこに行くのかというのを測定できる指標がないと、それが成果があったのかどうかということが、私たちに見えにくい、市民にも見えにくいと思うんですけれど、人材の育成の推進を図るといってんですけど、この人材の育成って具体的にどういう人間を育成するんですか。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 社会福祉事業に従事し続けていただける人材を育成していくと認識しておりますが。

○中西宏彰委員長 齊藤委員。

○齊藤竜也委員 それは、例えば資格を持ってもらったりとか、事業に携わる、要は戦力となってもらう人をということですよ。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 今、委員が言っていたように、資格を当然取得というようなものもございますが、必ずしも資格が仕事をするわけではございません。人が仕事をされますので、そうした人材を育成していくというのが、今この分野の課題になっていることだと認識しております。

○中西宏彰委員長 齊藤委員。

○齊藤竜也委員 では、そういった人材がいつまでに何人できるかとかっていうのも、ここで話されるんですか。今現段階で、そういう指標を持っていらっしゃるんですか。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 それぞれのニーズ量等、まだそちらは把握はしていませんが、この会議では、そうしたところを、数量

まで、ニーズ量に対して供給量というところまでの分野になるかどうか、まだ議論の先にあることですので、今お答えできる状況ではございません。御理解いただきたいと思えます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第130号議案の反対の討論をさせていただきたいと思えます。

この議案の内容は、本市の社会福祉事業の向上、特に社会福祉の分野で働く方々、人材の育成、これは第1条に定めております。こうしたことを進めるために、新しく円卓会議を設置するというものだと考えております。

質疑でも明らかになりましたが、会議のテーマは第2条にもあります人材育成のため、また労働条件、労働環境、社会的評価などの議論をするようでございます。

私はこの点では議論をしていくということでは賛成ではあります。ならば、福祉職や介護職の賃金の低さ、また労働環境の劣悪さ、人手不足など、新聞報道でも明らかになっているからであります。

しかし、反対する第1としては、今なぜこのような会議を新しく立ち上げなければならないのかという疑問であります。しかも、20名以内という方々をお呼びし、月額報酬7,500円をお支払いし、会議を重ね、果たしてその結果、本市で働く介護・福祉の労働者の賃金が増えるのか、また労働者の数が増えるのか、また、外国人労働者が増えていくのかなどなど、危惧をいたしております。

こうした問題は、大きく言えばもともと国のやる政策の問題だからであります。また、

外国人労働者の悪質なブローカーの件も現場では大変苦しんでいるという話でもあります。

第2には、本市はこのような会議が多過ぎるのではないかと感じる点であります。どんな議論をしていくのか、またどんな結果が出てきたのか、市民の反応はどうか。この間、ほとんど報告等がなく、私自身これまでの評価等新しい会議での評価等がわからないからです。

以上、簡単ではありますが、反対討論いたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 第130号議案 新城市福祉円卓会議条例の制定に、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案につきましては、少子高齢化が進む本市において、老若男女を問わず住みなれた地域で安心して住み続けられる社会であるためには、人による支え合いは不可欠であり、その中核をなすさまざまな社会福祉事業に従事する人材の確保などの推進に資するものであると考え、賛成意見を申し上げます。

近年、全国において介護や保育に従事する人の不足が取り沙汰され、同時に障害者施設や高齢者施設での虐待事件、就学前だけでなく放課後における待機児童問題なども目に付くようになっております。これは、人を見る、人の生活を見守り、支えることの難しさや大変さに対する理解、すなわち社会保障である福祉サービスに対する社会的な評価が十分でないことが大きな要因であると考えられます。

福祉サービスに対する社会的評価が低いということで、やりがいを持てなかったり、労働環境や労働対価が向上しないために、結果として離職率が上がり、人材が不足するということで負担が増大し、さらに労働環境が悪化し、一層人材が流出してしまうといった負

のスパイラルに陥っている様子が見受けられます。

人が人を見る、人の生活を見守り、支えることは、単に学歴や資格によるものではなく、人による部分こそが大きく、地域社会全体で人を支えることが喫緊の課題であり、この課題を乗り越えてこそ人々の暮らしが安定することとなります。

以上、本議案において、支える側にある社会福祉事業に従事する人たちの労働実態等が見える化されること、家庭のさまざまな問題について総合的かつ包括的な対応態勢を整えるために、社会福祉事業従事者による議論が促進、充実し、社会福祉事業従事者のやりがいの向上や労働環境等の改善が図られ、人材確保につながるからこそ、その結果として支えられる側とその家族の生活の安定、市民生活の質の向上が図られるものであることを期待して賛成討論いたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第130号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第130号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第131号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。
これより第131号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第143号議案 新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。
これより第143号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで、陳情審査に入りたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時58分

再開 午後 2 時01分

〔参考人入場〕

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

陳情者、八名区長会長、小林勝則氏ほか9名から提出されました陳情、太陽光発電施設の立地規制を求める「意見書」の提出について（陳情）を議題といたします。

本日は、参考人として八名区長会長、小林勝則さんの出席を得ております。

また、参考人の補助者として富岡中部区長、安形武さんの出席も許可しております。

この際、委員長から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員会を代表して、心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人からの陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、小林さん、よろしく願いいたします。

○小林勝則参考人 今日は、このような席を設けていただきありがとうございます。

事前に幾つかの資料を提出させていただいておりましたが、新しい資料もその後出ておりますので、お許しをいただければ御提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 どうぞ。

〔資料配付〕

○小林勝則参考人 今日現在、経済産業省のエネルギー庁のホームページに掲載されています新城市内における太陽光発電施設の事業計画の認定件数というのを見ますと、新城市内の認定件数は479件となっております、うち一畝田は62件、富岡地区は58件と、この

2つの地区だけで全体の25%を占めております。また、同じ八名地区の小畑、中宇利、庭野、黒田、八名井地区を加えると市内の太陽光施設の3分の1が八名地区にあるという状況です。

これは、認定件数などで中には未着工のものも含まれていますが、一方でこれから認定を申請するもの、あるいは計画をしているもの、検討しているというものが一畝田地区の場合はさらに20件以上あります。

この太陽光発電施設の建設について、新城市では、区長に求められている仕事が、土地開発行為に関する指導要綱に基づき事業者が提出書類に必要な区長名の開発に関する同意書を作成すること。これは開発面積が1万平米以上の場合です。また、太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に基づき事業者が作成する事業説明結果報告書に内容証明をすると、この2つが区長の仕事なんです。これは、今10キロワット以上の設備に必要とされていまして、事実上全ての計画に適用されております。

区長として、同意書を発行し、あるいは説明の内容証明を行うには、それなりの労力あるいは判断が必要です。事業者の計画を聞き、住民説明会に同席して、問題点として感じることや心配なことは大きく4つあります。

1つは山林を開発したり、傾斜の強い畑からの水が一挙に流れ出すことによる災害、これは防災上の問題でもあります。これについては、事業者が排水計画を作成して提出するというようになっておりますけども、その内容を精査し、検証し、強制力を持って修正させるということにはなっておりません。

2つ目は景観の問題です。景観上も問題があるとされる例は、他市や他県にもたくさん見つけることができますが、当地区においても日当たりのよい山の斜面に大規模に設置された例や、今後設置されるかもしれない案件があります。

事前に提出させていただいた写真が2ページあると思いますが、1つは富岡の大原地区で一つの小山全体を太陽光にされ、これは下のほうで水のトラブルが現実にあったと。その下にある写真は、これは当初は太陽光の予定ではなかったんですが、大きく地形を変えたことによって、調整池はつくったもののそこに入らない水が川を削っているという場所です。

めくっていただいて、一畝田の六田の例としたのは、これは10日ぐらい前の写真なのでこの程度の伐採になっておりますが、今日現在、これの倍近くが伐採されております。

この伐採されたところは、自然公園の普通地域なので許可になっておりますが、この西側、下の写真のほうに行きますと、一番右側のほうに伐採されたところがありますが、ここから左のほう、西側ですが、ここに写っている山全体を太陽光にしたいというそういう計画も聞いております。これは、日本だけではなく、インドの資本で日本の東京のコンサルタント会社が動いていると。ただ、今のところ進展はしてないようですが、こういう計画も耳に入ってきております。

3つ目は反射光や騒音などの問題で、これを防ぐにはパネルの傾斜角や方位角を工夫する必要があるんですが、これをこうしてほしい、あるいはこうすべきだというような法令はなく、事業者と協議するしかありません。結果として、若干被害をこうむるという家が出ているところもあります。

4つ目は、これは説明会の際に住民の方からもよく出る質問なんです。発電事業が終わったときに、あるいは事業者が経営破綻したときにどうなるんですかと。施設の撤去や処分という問題です。これは、太陽光だけの問題ではありませんが、特に規模が大きく設置されている場合など放置されては大変な迷惑になるということで、皆さんが心配をしております。

こういう心配事を市当局には種々説明を行い、また指導要綱等に基づいて適切な指導をお願いしているところではありますが、法令を上回る規制や指導はできないという状況にあります。

これらの問題に際して、例えば三重県では、太陽光発電施設の適正導入のガイドラインというのを作成しておりますし、山梨県議会は国に立地規制を求める意見書を提出しました。

問題の大きかった50キロワット未満の施設については、先月26日に資源エネルギー庁が審査の厳格化の方針を示しました。ただ、以前に認定を受けたものは、まだ野放しの状態に近いというのもあるようです。

こういうような状態ですので、新城市議会におかれましては、太陽光発電設備について防災上及び景観、環境の観点からも、適正な設置がなされるようそういう法整備を行うよう関係方面に働きかけてくださるようお願いをいたします。

以上です。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

補足、ありますか。安形さん、どうぞ。

○安形武補助者 富岡中部区長の安形ですが、富岡のほうで一番困ったのが、ここにありません開発面積1万平方メートルというのが、開発がこれ以上だと開発許可が要るんですが、これ以下で3カ所ばらばらに分かれて、1万平米以下で、3つ足すと2万何千平米という形の太陽光ができておまして、ましてや地盤はいじらないよと、伐採許可だけで太陽光施設をつくってくる。

やっぱり、排水路は要るものですから、降ってきたわ、終末の排水はないというようなのがあって、開発にかからない盲点をやって、大変住民の方たちにも迷惑をかけて、区のほうの予算で排水路を整備して、今、今年でやっと完了するような状況になっていますので、補足としてそういった問題が起きてますので、よそのところにもそういったことがないよう

に、ちょっとまたそういった形も考えていただきたいと思ひまして、一緒に来させていたいただきました。

ありがとうございました。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入りたいと思います。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承、お願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 今の説明の中で、地域住民の皆さんに対する生活環境の悪化っていうお話があったかと思ひますけれども、具体的にどういった生活環境に悪化がもたらされているのか、事例があったら教えてください。

○中西宏彰委員長 小林さん。

○小林勝則参考人 一畝田の例では、今3つあります。

1つは、反射光が民家に入ると。これは時間短いですが、そういう事例が1つ。

2つ目は、キュービクルの騒音が激しいというので、これは近くの方が我慢をされていると思ひます。

もう1つも、やっぱりキュービクルの影響だと思われる健康不調があったということで、その場合は、キュービクルを鉄板でシールドしていただくということで、それ以後はないということで解決されているようです。

具体的には、その3例が今ありますのと、あと水が出て困るといのが2カ所ほどあります。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。

実際、今お示しいただいた4点につきまし

ては、今いろんなところから、私も直接お話を聞くことがありまして承知をしている部分ではあるんですけども、例えば資料をいただきました山の急傾斜地みたいところに立てられた、民家と少し離れたところに立てられた野立ての太陽光発電の施設が住民の皆さんの生活の環境の悪化をもたらしているというこんな例も実際あるんでしょうか。

○中西宏彰委員長 小林さん。

○小林勝則参考人 騒音とか健康被害の場合は、直近のものが影響すると思いますが、反射光については若干離れたところでも起き得るということです。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

1点お聞きしたいんですが、説明の中で写真の2ページのインドの会社が山全体にパネルをする計画があるのではないかという件なんですけど、これは今は進んでいないということなのかなということで、ほっとはしているんですが、やはりこういう山全体をパネルにしていくなとか、そういったことをとめられないのかじゃないですが、そういった計画とかというのは、地元の方々は説明とかそういったのは、わかるときにはもう手おくれとか、状況的には会社がもう国に申請したりとか、そういった状況でもう話が、地元の方におりてくるときにはもう来ているという状況なんですか。

ちょっと現場の状況というか、わかったら教えていただきたいんですが。

○中西宏彰委員長 小林さん。

○小林勝則参考人 具体的に、・・・特殊な経緯がありまして、地元の事業者が倒産して競売で、豊橋の不動産会社が購入したと。そのときから、地元の方たちは非常に不安を持っていたと。

そこに、見知らぬ方が調査に何回か来ているということで、注視をしていたところ、ある日「区長のところに説明をしたい」というところで、「伐採をしたい」ということで、「届は済んでいるので伐採をしたい。については、説明をしたい」というところで来たんですが、伐採をするに当たって公園の手続だとか、土地開発の手続をしてなかったものから、その場でとめさせて、説明会を改めて開いていただいたところ、そこに、区役員会からのお知らせという一畝田の広報がありますが、そこに書いているように、コンサルタント会社の方が同席したので、もっと大きい計画があるんだということがそこでわかったわけです。

そういう経過です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

この際、しばらく休憩いたします。

[参考人退場]

休憩 午後2時18分

再開 午後2時20分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 今、るる説明をいただきまして、ここの陳情書の中にもありますように、災害発生への懸念、それから景観の阻害、それから生活環境の悪化、これはやっぱり八名地区、市全体の3分の1というお話がありましたけども、残り3分の2についても、これ

新城全体の問題であると認識をいたしまして、これは採択をしていきたいと思えます。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本陳情は、採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時 21 分

再開 午後 2 時 23 分

〔参考人入場〕

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

陳情者代表、愛知学童保育連絡協議会会長、江坂佳代子氏から提出されました国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情書、及び国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書を一括議題といたします。

本日は、参考人として愛知学童保育連絡協議会、高部好弘氏の出席を得ております。

この際、委員長から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員会を代表して、心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、高部さん、よろしく申し上げます。

○高部好弘参考人 本日は、大変お忙しいところ、発言の機会をいただきましてありがとうございます。

本日は、11月9日、新城市議会に対して私どもが提出しました陳情書2件に関して意見を述べさせていただきます。

最初に、「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出をお願いする件についてでございます。

これまで、数々の少子化対策の取り組みが行われてきましたけども、国は平成24年8月に子ども・子育て支援法を制定して、それに併せて児童福祉法の改正をいたしました。

その後、平成26年学童保育、法律用語では放課後児童健全育成事業でありますけども、これの設備及び運営に関する基準が、厚生労働省令第63号として制定されました。この中で、放課後児童支援員の資格を持った指導員を1施設に原則2名以上配置することをしたがるべき基準と明記して、子どもの安全を考慮した内容となりました。

翌平成27年度より、子ども・子育て支援新制度がスタートし、新城市におかれましても、新城市子ども・子育て支援事業計画が策定、実施されております。

昨年には、全国的に子ども・子育て支援事業計画5カ年計画の中間見直し年となって、保育・学童保育の利用者希望が増大する対策が大きな課題となり、新城市におかれましてもさまざまな検討をなされたと聞いております。

ところが、この間マスコミなどでも既に報

道されていますように、11月19日、内閣府地方分権改革有識者会議提案募集検討専門委員会で、職員の確保が困難な状況が散見されるということで、職員配置基準を1名でもよいなどとする方向を示しました。この内閣府の会議は非公開、傍聴不可で開催されており、どのようなやりとりがあったかは不明です。

陳情書にも記載させていただきましたけども、子供の生活及び行動把握には大人の複数の目が欠かせません。例えば、施設において部屋の中と屋外、運動場の状況の把握、また、学年ごとに下校時間が違う、こうした子供への対応、また子ども同士のトラブルへの対処、さらには最近では、個別に対応が必要な児童の増加等があり、こうしたことは子育てを体験された方々、地域で子供の様子を見ていた方々ならばおわかりの事例だと思います。

現在の職員確保の困難な原因は、処遇が大変低いということが、全国的な調査でも明らかになっています。厚生労働省もそれを改善するために、陳情書の後半に記してありますように、平成29年度より国の補助金内訳に、福祉職俸給表に基づく金額、約300万円であるということを補助金の内訳に加えました。放課後児童健全育成事業の補助金は、国、県、市、各3分の1です。各自治体からの申請で執行されますので、各自治体の姿勢を結果として反映したものになります。

私たちは、学童保育の充実を求めてきた基本は、「かぎっ子をなくす」「子供の放課後及び長期休みの安全を確保するとともに、子供の最善の利益を保障すること」としてきました。将来の社会を担う子供たちの健全な成長を確保するには、現在制定4年余りでの厚生労働省令第63号、設備及び運営に関する基準を改定するのではなく、充実させることが今日必要です。

少子化対策として見ても、子供の健全育成の観点から見ても、息の長い取り組みが欠かせません。4年で改変することはとても両立

するものとは思いません。新城市議会での陳情書に対する真摯な検討をお願いするものです。

陳情書の2件目について、意見を述べます。

現在、学童保育放課後児童クラブを運営しているのは、全国的には約3万1千箇所の施設です。内訳としては、公立公営が3分の1、社会福祉協議会が13%、町内会などを含んだ地域運営会方式が約15%、NPO法人が9%、幼稚園・保育園等を含む法人が約18%、保護者会等が5%、民間企業が6%となっています。これは、毎年の厚生労働省の調査の中でも、また全国学童保育連絡協議会の調査等でも明らかとなっています。

放課後児童健全育成事業の基本は、営利目的ではないので、事務職員費用等は算定されていなく、事務処理は簡素な仕組みが必要です。また、事務内容についても、大変、口頭では説明しにくいのですが、厚生労働省の放課後児童健全育成事業補助金制度の中では、常勤職員を配置するための処遇改善事業は、人数に基づく基本運営費補助金、それに対して4種類の補助金を加えて、その中で人件費を支出する金額と、処遇改善等事業補助金との差額を確認して、補助金申請する仕組みとなっています。

しかも、年度初めに1年間の補助金を一定の予測を含めて申請し、1年間の取り組みの後、天候などで例えば台風、大雨等学校の閉校日なども精査して、そして年度末にそれを清算するという形になっています。今、毎年利用者が激増する中で、こうした年度末の調整事務を含めて事務作業量が増えていきます。

子どもの放課後の生活を豊かにするというを目的としています放課後児童健全育成事業そのものとしては、こうした事務作業量よりも放課後のさまざまな取り組みの工夫、今ですとクリスマス会とか正月のお楽しみ会等の準備や確認を行うことが、行政も含めて重点であるべきではないかと思っています。

以上から、本市議会での陳情書に対する真摯な検討をお願いするものです。

以上をもちまして、陳情書に対する陳述を終わらせていただきます。長時間、ありがとうございました。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言してください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので、御了承をよろしく思いいたします。

それでは、早速ですが質疑はありませんか。浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

要望を2ついただいたとは理解しております。今回、こうした要望書をまとめるに当たって、やはり国の内閣府の会計だとか、後は非公開で傍聴不可の中で、本当は職員の確保、2名いなければならないところを1名にしたとか、そういった理解がなかなかしがたい状況を進めていると思っただことだと思います。

そこでは、現場サイドの思いと、質を向上したいという思いと、後は制度上中身がすごく劣悪になっていくという、子どものことを優先的に考えれば、なかなか目が届きにくいような状況にもなっているというジレンマにされての要望だとは思いますが。

やっぱり現場の状況というのは、やはり人も足らなったり、事務作業が多いというような状況なんでしょうか。いま一度現場の状況をわかったら教えていただきたいと思います。

○中西宏彰委員長 高部さん。

○高部好弘参考人 今の質問に関して、1日の現在、放課後児童支援員等の業務というのは、子どもたちがいる時間だけではなくに、事前の準備、例えばインフルエンザがこれからはやるというような予報も出てますけども、

そうしますと学校の養護の先生、学校の各クラスでの出席状態の確認というところからほんとは始まるわけです。

そういうふうなことも含めて、それに対応した手洗い、うがい等の徹底の確認、そして関連するそういう地域での小学校に対応した学校医等もありますから、そういうようなところとの欠席等の中で、利用している方の通院の可能性も含めて連携するとか、さらにはそうした中で、先ほども述べましたけども、今実際問題として各学年によって下校時間は当然違うのはおわかりになると思うんですけども、そういう中でさまざまな問題を抱えている子、学校の中で、いろんな形でクラスの中で、言葉はよくないですけども仲間外れにされている子等の問題なども日常的に学校の担任の方とも連携するというようなことが、子供が翌日も元気で登校して、また1日の生活を送るという点では、作業としてやっぱり具体的に調整、そしてサポートするということが求められています。

そうしたことを、今度はお母さんやお父さん方が夕方お迎えに来るときに、そうした状態で私たちはこういうことをやってると、それで子供はこうした健康状態だったとかいうようなことも伝える作業というのはあるわけですね。

こうしたことを1つやっていくには、本当にかなりいろんなことで、ただアルバイトでそこに座っていればいいのか、立って出欠を確認すればいいっていうこととは違う、そういう内容です。

ですから、こういうふうなことを理解して、なおかつそうした業務を募集するとなると、ちょうどお母さん方パートの時間で勤務できると思っただけでも、実際問題6時以降までかかるというか、下校後明るいうちだと思っただけども、実際問題は迎えによっていろいろありますから、6時過ぎまでいるというようなこともあります。

そういうようなことで、職員の確保というのは非常に時間の問題で制約があるという話はそこら中で伺っているわけです。

ですから、そうしたことを本当にやるには、ほかのいろんなパートの単価と同じとかいうよりも、やっぱり保育士さんとかそういう専門職の近い処遇の対応が必要じゃないかと。このことは、厚生労働省も、先ほども述べましたけども、俸給職俸給表に基づく金額ということを平成29年から補助金の中にしっかり明記してきているということがあるわけで、そこら辺をぜひ本市におかれましても、またいろんな取り組みの参考にされて、国へぜひそうしたものをより使いやすくする、そうした御意見を上げていただければと思います。

長くなって済みません。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

この際、しばらく休憩いたします。

[参考人退場]

休憩 午後2時38分

再開 午後2時39分

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

はじめに、陳情者代表、江坂佳代子氏から提出されました国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情書の討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 本年の6月の定例会で、市が上程をされました第71号議案だったと思い

ます。新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、これがこの6月定例会で議決をされ、当該条例の第10条の第3項に、「5年以上放課後児童健全育成に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」とするこの1号が付記されたことによりまして、放課後児童支援員の資格要件が拡大をされ、利用希望児童数の拡大を補完する仕組みが整えられました。

○中西宏彰委員長 最初に、討論の内容を言っていたらいい。

○鈴木長良委員 趣旨採択が望ましいと考えます。

確かに、陳情書にありますように、放課後児童支援員の賃金等の保障は、取り組むべき大きな課題の1つであると認識いたしますけれども、現状においては、6月定例会で議決されたばかりである当該改正条例の進捗を見守るべきときであると考え、今のタイミングにおいては、冒頭申し上げました趣旨採択が望ましいと考えます。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私は採択の立場で討論に参加させていただきたいと思います。お願いします。

先ほどの放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書の提出の議論なんですけど、やはり現場の高部さんの話を聞いても、非常にリアルでわかったんですが、やはり子どもたちの命や、健全な育成を求めるということには、やはりそれ相応の人数やスタッフが必要なんだと改めてわかりました。

現場の人たちは、本当に純粹に子どもたちをよりよく育てていこうと、それはひいては国の国力じゃないですが、国を背負っていく大事な子どもたちなんだというところで、もうけではなくて、そういったことを求めている

るんだということがよくわかりました。

そういう中で、現場の声としては膨大な事務処理がある中で、子どもたちに1分でも1秒でも目を向けたらいいんだというそういった崇高な思いもわかりましたので、ぜひここは国の制度がしっかりそういったところにスポットを当てて、実態の現場が潤うような事務の簡素化、これ必要だと思います。

それを国に対して、この新城からも声を上げていくということは理解できますので、採択の立場で参加したいと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の討論がありますので、起立により採決します。

はじめに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認め、本陳情を趣旨採択することに決定しました。

次に、同じく陳情者代表、江坂佳代子氏から提出されました国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書の討論を行います。

討論はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤竜也委員 それでは、ただいま議題に上がりました国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書について、趣旨採択の立場で討論させていただきます。

こちらの内容は先ほどと同様に、学童保育であったりとか、子ども・子育ての支援の現場の話になってくると思うんです。今聞いた、確かに現場のリアルな状態というものは、も

ちろん私もわかるところはございます。

ただ、その中で、どちらも今の状態もそうですし、例えば、このままこの保育の資格、学童保育指導員の内容というものを、また厳しくしていくことによる人材不足であったりとか、デメリット、メリットは双方に見られることが、私個人としては感じられました。

そういったところから、今現在、ここの状態をしっかりと鑑みて、今後の対策においていくようにしていくことが、今現在では賢明であると考えますので、趣旨採択という立場で討論させていただきました。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、採択の立場で参加をさせていただきたいと思います。

今議論になっております国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書に対してでございますが、先ほども述べたように、高部さんの現場の大変さ、また地位の低さ、そういったところから来る業務の多さというところで、なかなか子どもたちに目を向けられないんだというところで、ここにこそやはり少子高齢化と言われている新城や国の大きな問題でありますので、やはりスウェーデンやフィンランドのように、子どもたちを育てて学力を大きくして、子どもの人権等を保っていく、そんな日本をつくっていくということだと思いますので、そういったところで資格と配置の基準というのはレベルを高くしていくということは、必然的なことだと思います。

ひいては、これは、子どもの安全確保、子どもの人権の確保、また育成の保全につながると思います。

そういったいろんな現場の思いの中で、今回内閣府のほうでは、配置の指導員は2人から1名でいいんだということを決めたという

こともありました。これも非公開であり、さらに傍聴不可で決まったということで、非常にブラックボックスで、現場とはほど遠いその思いがどういうふうな議論になっているのかということとはわからない以上、やはりここは拙速に行くものであってはならないと、私自身も思いますので、ぜひこうした思いは共有できるというところで、国に対して意見書を求めたいと思ひまして、議論に参加をさせていただきます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の討論がありますので、起立により採決します。

はじめに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時48分

再開 午後 2 時49分

[参考人入場]

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

陳情者代表、愛知県食品衛生協会新城支部長、原田民夫氏から提出されました「愛知県食品衛生協会新城支部支援の陳情」を議題とします。

本日は、参考人として愛知県食品衛生協会新城支部長、原田民夫氏の出席を得ております。

また、参考人の補助者として、愛知県食品衛生協会新城支部事務局の山川美也子さんの出席も許可しております。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員会を代表して、心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようよろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、原田さん、よろしくお願いいたします。

○原田民夫参考人 失礼しまして、着座で趣旨を述べさせていただきますと思います。

食品衛生協会新城支部長、原田でございます。食品衛生協会は、市民はもとより一般広く国民生活に食はとって欠かせないということで、安心・安全、それから防疫体制等につぎまして、それを主眼として厚生労働省の中でやっておる仕事でございます。

そうした中で、実は端的に言いますと、パスポート事業というのがございまして、県でパスポートは発券しておりますが、それにかかわる印紙・証紙を食品衛生協会で販売をさせていただきますいております。

ところが、県の意向ということでお聞きしておりますが、さらに詳しくは広域連合体といえますか、詳しいことは存じませんが、広域連合の意向で、今まで県で行われておりましたパスポート交付事業を市町村へ移管すると、具体的には新城市さんへ4月1日から移管をしますということで、そうなりますと、印

紙・証紙を売りさばく手数料がなくなります。

端的に申しますと、新城衛生協会の事業は4月から3月までですが、細かな数字はともかくとして、大ざっぱに年間5百万円の予算でやっております。その主な歳入でございますが、これは新城衛生協会の会員、1口に450名です。450名、年間4千円の会費と協力費千円で5千円、250、60万円が主たる歳入でございます。その中で、印紙・証紙の売りさばき手数料が年間、これも年度によって違います。大ざっぱに言いますと50万円から60万円でございます。

そういたしますと、年間予算の1割を超える額が欠損をしてしまうという状況が発生いたします。

もともとの会員は6百名を超えるほど、近年もずっとおったのが、徐々に減少して450名ということで、その運営につきましては削れるところは全て削って、始末して、手弁当でやるようなこともやっておるわけですが、差し当たって、当座、来年平成31年の4月からその歳入が欠損いたしますということになりますと、平成31年度の予算編成もままならないという状況でございますので、それに対しまして御配慮を、具体的にどういう形であれ、助成だとか補助だとか、形はともあれやっぱり市民の食に対しましての安全・安心を確保していくために必要だと考えますものですから、議会のほうも、丸山議長にもお願いしたところです。

そうしたところが、今日はこのような機会を与えていただきましたことを大変ありがたくと申しますか、感謝申し上げます。ありのままを述べますので、御理解をいただきまして支援と申しますか、対策を講じていただきましたなら非常にありがたく、幸いに思う次第です。

私のほうからはとりあえずは以上です。

○中西宏彰委員長 山川さん、よろしいですか。

○山川美也子補助者 はい。

○中西宏彰委員長 原田さん。

○原田民夫参考人 補足いたしますと、役員は2年ごとに交代はしておりますが、再任再任ということもありますが、私は食品衛生協会支部長としては2期目を今やっておりますが、そういった意味では新参であるということと、事務局は20年近く、17、8年専属でお願いしております。予算から歳出につきましても一部始終を細かくやっております。これはもう総会の中で承認をいただいている話ではありますが、細部にわたりまして、特にこのパスポート事業に絡むことと全体予算でも結構でございますが、何か御質問なり御意見なり、そうしたところがあれば御質問いただけたら幸いに存じます。よろしくお願いたします。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言お願いいたします。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承のほどお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

自分もど素人で大変申しわけないんですが、こういった経過の中で話があるということで理解したんですが、基本的なところで大変申しわけないんですが、自分としては食品衛生協会の方々のお仕事だとか、いろんな幅広いやっていただける中のところで、このパスポートの印紙の仕事というかそういったのが、イメージ的にリンクが、自分の中ど素人で、しなかったものですから、何か昔の経過をたどって、そういった経緯を教えていただければありがたいなということと、あと、他市町でもそういった事業等はやっていらっしゃるの

かどうか、もしもわかればその辺、お話しいただければと思いました。

○中西宏彰委員長 原田さん、どうぞ。

○原田民夫参考人 原田が発言します。

パスポート事業につきましては、平成15年から、これは県の県民サービスセンター、それが当時は新城事務所、あるいは設楽事務所とか、そういうことで東三河事務所ということになったんだと思いますが、県からパスポートを発券するのが県民センターというのが保健所の中に設置されましたけど、その印紙・証紙の売りさばきを、保健所の中にあります食品衛生協会、そこで代行してもらえないかという話がありまして、それ以来ずっと平成30年度までやってきたとお聞きしております。その導入の部分は、山川からまた補足をさせていただきます。

そして、この販売に係る市への移管ということにつきましては、この10月22日、去る二月前でございますが、県民部県民生活課愛知旅券センターの主幹〇〇様と申しますが、手前どもの支部に参りまして、しなやか県庁ソフトプランの中で、パスポートの発券事務を市町村、そのときに出了のが東三河広域連合という言葉が出ました、へ権限移譲するために条例改正、県会を12月に諮ると、についてということで、説明がありましたので、それから二月经過するわけですけど、手数料が、これなくなってしまうと予算編成が支障を来すというところが、きのうの状況でございます。

○中西宏彰委員長 山川さん、どうぞ。

○山川美也子補助者 お話のあったのは、平成13年でして、始まったのは平成14年、平成15年からですが、県事務所のほうにも証紙は今まで売ってみえたわけなんです。現在も売って見えます。それで、パスポートに関しては、県証紙と収入印紙ですね、印紙と合わせたものとなります。印紙は郵便局に行けば買えます。それで、証紙もそこで買えますとい

うような合わせたところを、県民サービスのためにということで、食品衛生協会のほうが一応白羽の矢が当たったということになりました。

それで、うちは郵便局としての販売する資格は持ってなかったので、それをまず取ってくださいということで、承諾したときにですね、それで、一応郵便局の販売所としての許可も取りまして、証紙と一緒に販売して、県民のためにということでやっております。

それで、食品衛生協会が愛知県に45、各保健所に入っているんですけども、そのパスポートの事業をやっているのは、新城と半田2カ所だけです。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

この際、しばらく休憩いたします。

[参考人退場]

休憩 午後3時02分

再開 午後3時07分

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

陳情者代表、愛知県食品衛生協会新城支部長、原田民夫氏から提出されました「愛知県食品衛生協会新城支部支援の陳情」の討論を行います。

討論はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤竜也委員 では、私はこの案件に対して、愛知県食品衛生協会新城支部支援の陳情については、趣旨採択の立場で意見させていただきます。

こちらが、パスポートの発行等に係る市民

サービスの向上を東三河連合として県のほうからの動きの中で生じた事例と捉えております。

その中で、幾つか考えないといけない事例として、平成15年からスタートしていたサービスだということと、本協会自体はもう60年近い歴史のある協会だということです。

そういったところの中で、いわゆる人口減少であったりとか、社会の活性化されていないような状況が続いてきた中での収支のダウンというのは、そこは鑑みるべきところがあると思います。その中で増えてきた県からの要望があり、それを受けたという平成15年からの事業ということですから、市民に対する福祉の部分と、この食品衛生協会が努力目標としてやれる範囲かというところはまだ見えない部分が多いため、はっきり採択というところにはならず、現在の段階で趣旨採択として、私としては討論させていただきたいと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本陳情は趣旨採択することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託及び送付されました案件の審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思っております。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。どうも長時間、ありがとうございました。

閉 会 午後3時09分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰